

広島県運転免許センター施設内への 広告掲載募集要領

[平成28年度一般競争入札]

○ 申込受付期間（入札参加資格申請期間）

平成28年7月 1日(金)から

平成28年7月13日(水)まで

○ 入 札 日

平成28年8月2日(火)

広島県警察本部総務部施設課

目 次

申込みから広告掲載までの流れ	1
広島県運転免許センター施設内への広告掲載募集要領	2
1 募集概要	2
(1) 募集事業名称	
(2) 施設の概要	
(3) 募集広告枠及び広告の規格等	
(4) 掲載期間	
(5) 募集価格	
2 入札の方法等	2
3 入札の日時等	2
(1) 入札の実施	
(2) 入札の受付等	
4 入札参加資格	3
(1) 入札参加者の条件	
(2) 入札参加資格要件	
5 入札参加に関する留意事項	3
(1) 入札保証金	
(2) 入札の無効	
(3) 入札の執行	
(4) 入札書の記載方法等	
(5) 入札者の持参するもの	
(6) 落札者の決定	
(7) 入札の結果	
6 契約手続	4
(1) 契約の締結等	
(2) 契約保証金	
7 入札までのスケジュール	4
(1) 入札参加資格（入札申込み）の確認	
(2) 広告掲載募集要領等に関する質問の受付及び回答	
8 広告掲載料の支払方法	5
9 その他留意事項	6

申込みから広告掲載までの流れ

① 一般競争入札参加資格確認申請

受付期間：平成 28 年 7 月 1 日（金）から 7 月 13 日（水）まで
午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

※ 閉庁日（日曜日及び土曜日）は受付を行いません。

受付場所：広島県警察本部総務部施設課（広島市中区基町 9 番 42 号）

② 本広告掲載募集要領に関する質問の受付及び回答

質問受付：平成 28 年 7 月 1 日（金）から 7 月 27 日（水）まで
午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

回 答：平成 28 年 7 月 29 日（金）

※ 質問に対する回答は、広島県警察ホームページにおいて公表します。

③ 入 札

場 所：広島県警察本部（広島市中区基町 9 番 42 号）

日 時：平成 28 年 8 月 2 日（火）午後 1 時 30 分

④ 契約説明

入札終了後、引き続いて落札者に対して契約内容を説明します。

⑤ 契約の締結

契約締結期限は、落札通知を受けた日から 5 日以内です。

⑥ 契約金の支払い

契約金の支払方法は、広島県が発行する納入通知書により金融機関に納付していただきます。

⑦ 広告掲載準備期間

契約締結の日～平成 28 年 9 月 30 日

※ 広告掲載を行う広告の内容等については、事前に警察本部の承認を要します。

⑧ 広告の掲載

平成 28 年 10 月 1 日から、広告を掲載していただきます。

広島県運転免許センター施設内への広告掲載募集要領（一般競争入札）

広島県（以下「県」という。）では、県が保有する資産を民間事業者等の広告媒体として有効活用することにより、新たな財源を確保し、地域経済の活性化を図ることなどを目的に、平成20年度から広島県運転免許センター施設内の壁面を活用した広告事業を実施しています。

この運転免許センターは、運転免許を更新される方など、年間約35万人の方々が利用される施設です。企業の商品・サービス等のPRとして、ぜひご活用ください。

この広告掲載の募集及び選定は、広告取扱業を営まれる法人（以下「広告代理店」という。）を対象に、一般競争入札により行います。

広告掲載を希望される広告代理店の方は、この要領のほか、「広島県広告取扱要綱」、「広島県広告取扱基準」及び「仕様書及び契約書（案）」を御承知の上、お申し込みください。

1 募集概要

(1) 募集事業名称

広島県運転免許センター施設内への広告掲載事業

(2) 施設の概要

施設名称	広島県運転免許センター
広告媒体	広島県運転免許センター施設内の壁面（3か所）
所在地	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
開庁日	日曜日～金曜日（休日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。）
年間利用者数	過去3年間の平均 延べ約33万人 ※各年により利用者数の増減変動があります。
主な利用者	運転免許更新者、運転免許試験受験者等
備考	各種講習等会場としても利用

(3) 募集広告枠及び広告の規格等

別添「広島県運転免許センター施設内への広告掲載募集仕様書」のとおりです。

(4) 掲載期間

平成28年10月1日から平成33年9月30日まで

※掲載期間中における広告内容の変更はできません。

(5) 募集価格

掲載期間中の広告掲載料は、6,480,000円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

2 入札の方法等

一般競争入札により落札者を決定します。（壁面3か所を一括して入札します。）

3 入札の日時等

(1) 入札の実施

入札日時	平成28年8月2日（火） 午後1時30分
入札場所	広島県警察本部 13階小会議室 （広島市中区基町9番42号 広島県庁舎東館）

※駐車場は用意しておりません。公共交通機関を御利用ください。

(2) 入札の受付等

入札の受付は、入札開始時刻の15分前から行います。一度会場に入場されますと入札終了までは退場することが出来ません。

なお、入札開始時刻になりますと入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することが出来ませんので、御注意ください。

入札終了後、落札者の方に契約説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 平成26年広島県告示第503号（平成24年から平成26年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって資格を認定されている者であること（ただし、認定業種は問わない。）。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 法人格を有する団体であって、広告取扱業務（いわゆる広告代理業務）について十分な業務遂行能力を有し、適正な業務執行体制を有すること。
- (5) 広島県内に本社、支社、営業所等を有するものであること。
- (6) 広島県広告取扱要綱及び広島県広告取扱基準に違反しない者であること。

5 入札参加に関する留意事項

- (1) 入札保証金
免除します。
- (2) 入札の無効

次に該当する場合は、その入札は無効とします。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- エ 入札者が二以上の入札をしたとき。
- オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
- カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
- キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
- ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

- (3) 入札の執行

ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出していただく必要があります。ただし、別途、有効期間の記載のある委任状を作成されており、当該有効期間が入札の時期を含む場合は当該有効期間のある委任状によることも可能です。

イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出してください。

ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入は禁止します。

エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁止します。

オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室できません。

カ 入札書類は、様式集の入札書（様式第1）、入札辞退書（様式第2）、委任状（様式第3。ア

のただし書きの場合を除く。)を使用してください。

(4) 入札書の記載方法等

入札書(様式第1)には、広告掲載期間中(平成28年10月1日～平成33年9月30日)の総額を記載してください。

また、消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた金額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。)を入札書に記載し、消費税及び地方消費税込みとその右側に括弧書きしてください。

(5) 入札者の持参するもの

- ア 印鑑(入札参加資格申請書で使用した印、代理人の場合は委任状に押印した代理人使用印)
- イ 筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)
- ウ 委任状(代理人によって入札する場合)

(6) 落札者の決定

ア 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。

イ 落札者は、次の方法により決定します。

(ア) 広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格以上で最高価格をもって入札した者を落札者とする。

(イ) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

(7) 入札の結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、「落札者の名称及び金額」は、広島県警察ホームページ等で公表することを予定しています。

なお、公表することに対する特段の支障の有無等について、落札者に対して確認させていただきます。

6 契約手続

(1) 契約の締結等

ア 落札者は、落札通知を受けた日から5日以内に、別添「契約書(案)」に基づき、県と広告掲載の契約を締結していただきます。

※契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

※契約に先立ち、様式集の財産借受願(様式第6)を県に提出してください。

※契約の締結に係る一切の費用は、落札者の負担となります。

イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

ウ 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとします。

(2) 契約保証金

免除します。

7 入札までのスケジュール

(1) 入札参加資格(入札申込み)の確認

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加資格の有無について県の確認を受ける必要があります。

ア 申請書類の提出

受付期間	平成28年7月1日(金)～7月13日(水) 午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時を除く。) ※ 閉庁日(日曜日及び土曜日)は受付を行いません。
提出方法	様式集の入札参加資格確認申請書(様式第4)に必要事項を記入・押印し、持参又は郵送等により申し込んでください。 郵送等の場合は、上記の期限までに必着するようお願いいたします。 注) 郵送等とは書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるのに限ります。
提出先	広島県警察本部総務部施設課 〒730-8507 広島市中区基町9番42号 電話：(082)228-0110 内線2268(企画係)

イ 入札資格確認結果の通知

入札資格確認結果の通知は、確認申請をされた方に対して書面により通知します。

ウ 入札参加資格がないとされた場合の理由説明

入札参加資格がないと通知された方は、書面により次のとおり理由の説明を求められます。

受付期間	平成28年7月19日(火)～7月22日(金) 午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時を除く。) ※ 閉庁日(日曜日及び土曜日)は受付を行いません。
提出方法	説明要求の書面(様式自由、要代表者印)により、持参又は郵送等により申し込んでください。 郵送等の場合は、上記の期限までに必着するようお願いいたします。 注) 7-(1)アに同じ。
提出先	7-(1)ア提出先に同じ。
回答期限	平成28年7月26日(火)までに回答します。

(2) 広告掲載募集要領等に関する質問の受付及び回答

ア 本広告掲載募集要領等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

受付期間	平成28年7月1日(金)～平成28年7月27日(水) 午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時を除く。)
提出方法	様式集の広告掲載募集要領等に関する質問書(様式第5)に記入の上、持参又は郵送等により提出してください。 郵送等の場合は、上記の期限までに必着するようお願いいたします。 注) 7-(1)アに同じ。
提出先	7-(1)ア提出先に同じ。

イ 質問への回答の公表

提出された質問への回答は、平成28年7月29日(金)までに広島県警察ホームページにお

いて公表します。

8 広告掲載料の支払方法

- (1) 落札者は、県が指定する日までに、県が年度ごとに発行する納入通知書により納入しなければなりません。なお、各年度の納入金額は月割とし、端数がある場合は初年度に納入するものとします。
- (2) 契約締結後、広告掲載料の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除します。ご注意ください。

9 その他の注意事項

(1) 広告事業関連規定の遵守

県と本件広告事業に関する契約を締結した広告代理店（以下「広告掲載者」とする。）は、本要領のほか、広島県広告取扱要綱、広島県広告取扱基準、仕様書及び契約書（案）に定める事項について遵守しなければなりません。

(2) 掲載方法等

具体的な掲載方法等については、県と広告掲載者が協議のうえ決定します。

(3) 広告掲載に係る経費

広告の設置、撤去、維持管理及び原状回復に要する経費は、広告掲載者の負担とします。

(4) 広告掲載承認等

広告掲載者は、広告の掲載に当たっては、広告掲載承認申請書（様式第7）に広告の原稿を添えて県に提出し、承認を得る必要があります。また、承認を得た広告の内容の全部又は一部を変更する場合も同様の手続きとなります。

(5) 広告掲載の取下げ

広告掲載者は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができますが、その際は、様式集の広告掲載中止申出書（様式第8）を提出して県の承諾を得るものとします。

なお、広告掲載の取下げ、契約期間の満了等、広告掲載面を県に返還する場合は、様式集の借受財産返還書（様式第9）を提出して県の承諾を得るものとします。

(6) 広告料の返還

納付済みの広告料は、原則として返還いたしません。

(7) 広告掲載者の責任

ア 広告掲載者は、広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとします。

イ 広告掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決するものとします。

- (8) 今回の入札において落札者がなかった場合は、次回の一般競争入札若しくは指名競争入札、又は公募による手続を開始するまでの間、申込み先着順により、この要領に記載している募集価格以上で広告掲載に係る契約を締結します。その際は、掲載期間は今回と同様、原則として5年間（60か月）とし、県と契約者（広告代理店）との協議の上、月の初日を掲載開始日とします。